

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問 }

法

規

〔1〕 次に掲げる事項のうち、無線局の免許状に記載される事項に該当しないものは、次のどれか。

1. 通信の相手方及び通信事項
2. 通信方式
3. 無線設備の設置場所
4. 無線局の目的

〔4〕 無線従事者が免許証を失って再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を返納しなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 7日
2. 10日
3. 14日
4. 30日

〔2〕 陸上移動業務の無線局(免許の有効期間が1年以内であるものを除く。)の再免許の申請は、次のどの期間内に行わなければならないか。

1. 免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間
2. 免許の有効期間満了前2箇月以上3箇月を超えない期間
3. 免許の有効期間満了前2箇月まで
4. 免許の有効期間満了前1箇月まで

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる電波の周波数の範囲は、次のどれか。

1. 1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまで
2. 4,000キロヘルツを超え25,010キロヘルツ未満
3. 25,010キロヘルツから960メガヘルツまで
4. 960メガヘルツを超え1,215メガヘルツ未満

〔3〕 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信設備に使用する電波の 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」

1. 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
2. 周波数の偏差及び安定度
3. 周波数の偏差、空中線電力の偏差
4. 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差

〔6〕 無線従事者がその免許を取り消された場合、無線従事者の免許が与えられないことがあるのは、取消の日からどれほどの期間か、正しいものを次のうちから選べ。

1. 6箇月
2. 1年
3. 1年6箇月
4. 2年

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法

規

- 〔7〕 次の記述は、秘密の保護に関する電波法の規定である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその □ を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」

1. 情報
2. 通信事項
3. 存在若しくは内容
4. 相手方及び記録

- 〔8〕 無線局が臨時に電波の発射の停止を命じられることがある場合は、次のどれか。

1. 暗語を使用して通信を行ったとき。
2. 発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えたとき。
3. 免許状又は登録状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用したとき。
4. 総務大臣が当該無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

- 〔9〕 免許人（包括免許人を除く。）が正当な理由がないのに無線局の運用を引き続き何箇月以上休止したときにその免許を取り消されることがあるか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 6 箇月
2. 3 箇月
3. 2 箇月
4. 1 箇月

- 〔10〕 電波法に違反して運用した無線局を認めたとき、電波法の規定により免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）がとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
2. その無線局の免許人等にその旨を通知する。
3. その無線局の免許人等を告発する。
4. その無線局の電波の発射を停止させる。

- 〔11〕 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか、電波法の規定に照らし、正しいものを次のうちから選べ。

1. 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
2. その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
3. 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
4. 速やかに免許状を訂正し、その後行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。

- 〔12〕 無線局の免許人又は登録人は、無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定によりどの手続をとらなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 速やかに総務大臣の承認を受ける。
2. 2 週間以内にその旨を届け出る。
3. 1 箇月以内にその旨を報告する。
4. 遅滞なくその旨を届け出る。